

シミズふないの里(介護予防)訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
2. 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、主治医からの診療情報を受けた当施設担当医が診察し、その指示のもとに、利用者の希望・心身の状況等を踏まえたケアプランに沿って適切に行う。リハビリテーションの目標や目標達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復を図るようにサービス提供を行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状・心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスおよび居宅サービス事業所などと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
7. 療法士は、当事業所医師の指示のもとに訪問リハビリテーション計画を作成し、それを利用者に交付するとともに、利用者またはその家族に対して適切な指導を行う。サービスの実施状況及びその評価について記録し、主治医に報告すると同時に居宅介護支援事業所などに対しても情報提供を行う。また、地域の保険・医療・福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称： 社会医療法人 清仁会 シミズふないの里（事業所番号2653480018）
2. 所在地： 京都府南丹市八木町西田山崎 16 番地

(職員の職種、員数、及び業務内容)

第4条 医療機関に勤務する職種・員数・および職務内容は次のとおりとする。

1. 医 師：原田 政吉(管理者)
2. 理学療法士等：1名以上。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は下記の通りとする。

1. 営業日時：月～土曜日の午前8時30分～午後4時45分まで。
ただし、国民の祝日と年末年始の12月30日～1月3日を除く。
2. 上記の営業時間内は電話などにより常時連絡が可能な体制とする。
3. 上記の曜日・時間で臨時休業する場合は、その都度関係各所に連絡する。

(通常の事業の実施範囲)

第6条 原則として南丹市園部町(天引、瓜生野、大河内、大西、熊崎、黒田、宍人、竹井、殿谷、仁江、埴生、船阪、法京、南大谷、南八田、若森を除く)、南丹市八木町、亀岡市(千代川町、馬路町、旭町、大井町、河原林町、千歳町)。また要望によっては、近隣地域も実施することもある。

(利用料)

第7条

1. サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。
なお法定受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。
2. 実施地域以外の交通費については、通常事業実施地域を越えた地点からの距離に応じて、以下のとおりの取り扱いとする。
3km 以内：150 円 3～5km 以内：300 円 5～9km 以内：500 円 9km 以上：750 円

(苦情処理)

第8条 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。
苦情対応責任者は施設長とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条

1. 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
2. 当事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を経過記録に記載することとします。

(業務継続計画の策定等)

第11条

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
4. 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 当事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

1. 当事業所の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所・他のサービス事業所及び施設・市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
2. 当事業所の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. サービス提供を求められた場合、やむを得ない事情により訪問リハビリテーションの実施が困難な場合は、他の事業所を紹介するなど必要な対応を行う。
5. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの際、万が一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険などにより対応し、賠償する。
6. その他、サービス提供に当たっては、「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守する。
7. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書が別に定める。

(付則)この規程は平成 25 年 9 月 17 日制定

平成26年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

2019年4月1日改訂

2019年10月1日改訂

2021 年4月1日改訂

2022年4月1日改訂

2024年6月1日改訂

2026年4月1日改訂

2026年7月3日改訂